



令和 6 年度 埼玉年末年始無災害運動実施要領

埼玉県内の令和 6 年 9 月末現在の労働災害による休業 4 日以上之死傷者数（新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く。）は、前年同期比で 198 人（4.5%）増加して 4,619 人であり、業種別では、製造業が昨年同期比で 2.8%の減少や建設業で 3.4%の減少をしているものの、依然として、陸上貨物運送事業では同 5.1%増加であり、商業でも同 11.4%増加している。また、転倒災害は製造業、建設業、第三次産業で増加傾向にある。

また、死亡者数は令和 6 年 10 月末現在で、前年同期比で 8 人増加の 24 人であり、そのうち建設業が 6 人増加の 8 人と目立っている。死亡災害の事故の型では、交通事故が 4 人増加の 9 人、はさまれ・巻き込まれが 6 人増加の 7 人となっている。

こうした状況を踏まえて、建設業や陸上貨物運送事業、第三次産業をはじめとする労働災害増加への対応として、引き続き「埼玉第 14 次労働災害防止計画」にのっとった対策の推進が求められる。

特に年末年始は、慌ただし中での大掃除や機械設備の保守点検・再稼働等の作業が多くなるため、各事業場においては、作業前点検の実施、作業手順や交通ルールの遵守、非定常作業における安全確認の徹底など一層重要となる。また、転倒・腰痛災害予防のため、身体機能の維持向上のための取り組みや、感染症予防を含めた労働者の健康管理にも全員で取り組むことが大切である。

本運動により、各事業場において関係者が一丸となって安全衛生意識を高め、年末年始の安全衛生活動を展開することで、無事故・無災害で一年を締めくくり、明るい新年を迎えられるよう、「今年もやります！ 基本作業の徹底 年末年始も無災害」の運動標語のもと本年度の「埼玉年末年始無災害運動」を展開する。

1 目的

各労働災害防止団体等が推進する年末年始時期を捉えた労働災害防止強調期間、無災害運動等との連携により、管内事業場における安全衛生意識の高揚を図るとともに期間中に埼玉労働局及び県内各労働基準監督署並びに各関係団体・各事業場が展開している各種取組を一層推進し、もって労働災害の防止を図る。

2 実施期間

令和 6 年 12 月 1 日から令和 7 年 1 月 15 日まで

3 主唱者

埼玉労働局、県内各労働基準監督署

4 実施者

県内各事業場、労働災害防止団体、事業者団体

5 主唱者の実施事項

- (1) 労働災害防止団体、事業者団体等との埼玉年末年始無災害運動決起式の開催
- (2) 労働災害防止団体、事業者団体等に対する協力要請
- (3) 事業者、労働災害防止団体等が行う労働災害防止活動に対する指導・援助
- (4) ホームページ掲載、記者発表等による広報
- (5) 「Safe Work SAITAMA」の普及・促進

6 事業場の実施事項

- (1) 経営トップによる安全衛生方針の決意表明
- (2) リスクアセスメント及び労働安全衛生マネジメントシステムの導入・定着
- (3) K Y（危険予知）活動を活用した非定常作業における労働災害防止対策の徹底
- (4) 安全衛生パトロールの実施
- (5) 安全保護具・労働衛生保護具、安全標識・表示等の点検と整備・更新
- (6) 年末時期の大掃除等を契機とした3S（整理・整頓・清掃）の徹底
- (7) 年始時期の作業再開時の安全確認の徹底
- (8) 機械設備にかかる一斉検査及び作業前点検の実施
- (9) 火気の点検、確認等の火気管理の徹底
- (10) 転倒、墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ災害防止や腰痛予防対策の徹底
- (11) 荷台からの墜落防止の安全対策（荷主側の対策を含む）
- (12) 交通労働災害防止対策の推進
- (13) 身体機能の維持向上のための健康づくり、健康的な生活習慣（睡眠、食事、運動等）に関する健康指導等の実施
- (14) 感染症拡大防止対策の徹底
- (15) 化学物質のリスクアセスメントの実施を含めた化学物質管理の徹底
- (16) 金属アーク溶接等作業における健康障害防止措置の実施
- (17) 過重労働をしない・させない職場環境づくり
- (18) 職場のハラスメント防止につながる取組の推進
- (19) 「Safe Work SAITAMA」のロゴマークの活用等による安全意識高揚のための活動の実施

